

令和2年4月衆議院静岡県第4区補欠選挙の在外選挙について

- 衆議院静岡県第4区選出議員の補欠選挙に伴う在外選挙についてご案内します。
- 現下の当地における新型コロナウイルス感染の状況を踏まえ、下記1. (2)に該当する「投票することができる方」は、下記2. の郵便投票についてご検討をお願いいたします。

1. 衆議院静岡県第4区選出議員の補欠選挙に伴う在外選挙が以下のとおり実施される予定です。

(1) 補欠選挙の対象区 (予定)

○衆議院静岡県第4区

静岡市葵区 (第1区に属しない区域), 静岡市駿河区 (第1区に属しない区域), 静岡市清水区 (第1区に属しない区域), 富士宮市, 富士市 (木島, 岩淵, 中之郷, 南松野, 北松野, 中野台1丁目, 中野台2丁目)

(2) 投票することができる方

○上記(1)の選挙管理委員会名と衆議院小選挙区が記載されている在外選挙人証をお持ちの方

(3) 在外選挙の日程

○告示日: 2020年4月14日 (火) (予定)

○在外公館投票日: 2020年4月15日 (水) (予定)

○日本国内の投票日: 2020年4月26日 (日) (予定)

(4) 投票方法

「在外公館投票」「郵便等投票」「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。

◎ 在外公館投票

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote1.html>

(注) 当館における在外公館投票についてはこちら

<https://www.us.emb-japan.go.jp/files/100021753.pdf>

◎郵便等投票および郵便等投票から在外公館投票への変更

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote2.html>

◎一時帰国時の日本国内における投票

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote3.html>

◎他の在外公館における投票 (実施公館・事務所リスト)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page3_000718.html

(注) 新型コロナウイルスの感染状況等によっては上記リストに掲載されている公館においても実施が急遽中止になる可能性があります。

2. 郵便投票について

(1) 現在, 米国においては新型コロナウイルスの感染者数が増加しており, 当地においても, 感染拡大を抑制するため, 10名以上/超の集会の禁止, 学校の臨時休校, 娯楽施設・飲食店等の営業停止, 政府機関での窓口業務停止等の措置がとられています。

(2) 今後の当地における感染拡大の状況等によっては, 当館において4月15日に予定している在外公館投票に来ていただくことが困難になる状況も十分に生じ得ます。

(3) 海外に在住する有権者の皆様の投票方法としては、在外公館投票のほか、上記のとおり郵便等投票が可能です。手続きには一定の時間がかかりますので、あらかじめご検討いただきますようお願いいたします。なお、郵便等投票のための投票用紙の交付を受けた後でも、郵便等投票から在外公館投票に変更することができます。

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所：2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話：202-238-6700（代表）

HP：https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html